

基準 11 管理運営

観点 11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【概況】

本学の管理運営に関する事項は、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長及び学長が指名する教授で構成する評議会で審議される。評議会の事務は、事務局で処理している。また、学長の下に各種専門の事項を調査審議させるための各種委員会が置かれている。

そのほか、本学の運営に関する基本的な事項について、学長の諮問に応じて助言又は勧告を行う学外の委員で構成された運営諮問会議が置かれている。これら組織は、尾道大学学則において規定されている。

また、教職員の員数については、尾道市職員定数条例により定められ、配置されている。

【分析】

本学の管理運営に関する事項は、学則において評議会により審議されることとなっており、その庶務は、事務局において処理されている。必要な職員の配置については、尾道市職員定数条例により適正に配置されている。しかしながら、事務組織として各研究科、学科ごとの職員の配置がなされていないなど、なお課題もある。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【概況】

学生については、学生による授業評価、教職員と学友会との連絡協議会を通じて把握している。また、教員のニーズは月 1 回開催される教授会、月 2 回開催される評議会等を通じて、事務職員については月 2 回の事務連絡定例会等を通じて管理運営に反映されている。

その他学外関係者では、経営者会議を立ち上げたと共に市議会における一般質問等に答えるなどにより反映している。

【分析】

現在行っている授業評価は、学生全員に授業時間内でアンケートを行っており、学生にとってはすべての授業で同じ質問を受けることになるが、その回答は项目的に偏りを感じるものは少なく、真剣に授業を評価しているものと理解している。

教員については、教授会においての闊達な意見を表明し、評議会において審議の上実施につとめている。

事務職員は、総務課・学務課とにおいて連携を密にし、事務の迅速化・円滑化を図っている。

また、学外関係については、経営者会議、市議会において学外委員、市議会議員により審議されている。

観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【概況】

本学は、尾道市が設置する公立大学であり、法人等が置く監事は置かれていない。「基準 10 財務」において

述べているとおり、本学の会計は、尾道市特別会計として、収入支出ともに尾道市会計規則に基づき処理されている。財務に対する会計監査等については、尾道市監査委員会の定期的な監査を受け、また、尾道市議会において毎年度決算及び証書類の審査を受け議会に報告されている。

【分析】

本学の会計は、尾道市特別会計として、収入支出ともに尾道市会計規則に基づき処理されている。財務に対する会計監査等については、尾道市監査委員会の定期的な監査を受け、また、尾道市議会において毎年度決算及び証書類の審査を受け議会に報告されており、適切に機能している。

観点 11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【概況】

本学の管理運営に関わる事務職員は、尾道市の一般職の地方公務員である。地方公務員としての行政研修はもとより、大学の管理運営という通常の行政事務とは異なる特性を有し、かつ専門性の高い業務に従事し、適正で効率的な業務を行うため、各業務についての専門的知識の習得と資質の向上が不可欠であることから、総務、教務、学生厚生補導、図書及び研究支援等各関係分野の研修会、事務研究会に積極的に参加させている。

【分析】

事務職員は、尾道市の一般行政職員であり、人事異動も行われるため、毎年度定期的に各種事務研修会、研究会に参加させ、業務に対する問題意識を喚起し、自己啓発を含めた資質の向上を促進している。

特に少子化に伴う大学間競争の激化等大学が直面している課題に対する現状分析及び対応能力の向上に力点を置いて取り組んでいるところである。

観点 11-2-1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確にされているか。

【概況】

本学の管理運営に関する方針及び諸規程は、尾道市規則である尾道大学学則を基本に、管理運営の中心となる学長、評議会、教授会等に関する諸規程が決められ尾道大学規程集として整備されている。

当該諸規程により、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長及び各委員会委員長等に関する選考規程及び方針、所掌規程及び議決方法などが定められている。

【分析】

前述の規程により、大学運営の中心である学長の権限及び選考方法、評議会、教授会及び各委員会の所掌事項、構成員及びその会の長の選考方法が整合性をもって定められている。学長が、評議会の議長となり、教授会及び各委員会での議決事項を審議議決し実施している。

観点 11-2-2 : 適正な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【概況】

評議会、教授会、委員会等の議事録等については、事務局で蓄積されている。教職員の閲覧が可能である。また、大学の目的、計画、活動状況については、ホームページで公開されている。

【分析】

今後は、大学の各種情報、特に諸規程等について自由にアクセスできる環境を構築する必要がある。

観点 11-3-1 : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【概況】

大学の活動の全体的状況について、毎年度2～3月、自己点検・評価実施委員会は、各学部各学科、各委員会、学内センター、事務局に対し、自己点検・評価報告書作成を依頼、その結果を集約し、翌年度6月ごろに教授会、評議会等に報告し、適宜問題提起等を行っている。

また、集約結果は、自己点検・評価報告書として、平成16年7月に公刊されており、平成19年7月には、新たに大学評価・学位授与機構の基準により、自己点検・評価報告書を作成、公表予定である。

【分析】

従来、自己点検・評価は、毎年度各部署において作成され、自己点検・評価実施委員会に提出されてきた。これらの集約結果の学内への周知、還元、問題提起等は、十分とはいえず、今後は、こうした活動に力を入れる方針である。

課題：自己点検・評価とフィードバック体制の整備

各種の自己点検・評価活動の結果について、集約・検討し、学内各レベル（学長、評議会、教授会、全学各委員会、各学部FD委員会等）に対し報告、問題提起、申入れを行い、学内管理運営への反映に努める。

各種の自己点検・評価活動

- ① 自己点検・評価報告書（2～3月原稿作成、6月ごろ報告）
- ② 学生による授業評価アンケート結果（4月、10月）
- ③ 企業訪問結果（10月）
- ④ 企業との懇談会（12月）

観点 11-3-2 : 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【概況】

大学の活動の全体的状況について、毎年度第2～3月、自己点検・評価実施委員会は、各学部各学科、各委員会、学内センター、事務局に対し、自己点検・評価報告書の作成を依頼、その結果を集約し、翌年度6月ごろに

教授会、評議会等に報告し、適宜問題提起等を行っている。

また、集約結果は、自己点検・評価報告書として、平成16年7月に公刊されており、平成19年7月には、新たに大学評価・学位授与機構の基準により、自己点検・評価報告書を作成、公表予定である。

【分析】

平成19年度の課題

- ① 自己点検・評価活動の結果について、自己点検・評価実施委員会を中心に、学内への周知、問題提起に努める。
- ② 大学評価・学位授与機構の基準により、自己点検・評価報告書（平成19年版）を作成、公開する。

観点11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の職員以外の者）による検証が行われているか。

【概況】

従来、外部者による検証は行われておらず、今後の課題となっている。

【分析】

当面、本学に対する外部評価者として、適当な機関等の選定を行い、平成20年度からの、外部者による検証を目指す。

観点11-3-4： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【概況】

大学の活動の全体的状況について、毎年度2～3月、自己点検・評価実施委員会は、各学部各学科、学内委員会、学内センター、事務局に対し、自己点検・評価報告の作成を依頼、その結果を集約している。平成16年7月には、報告書を公表しており、平成19年度には、新たに大学評価・学位授与機構の基準に基づく報告書を作成、公表予定である。

【分析】

従来、自己点検・評価は、毎年度各部署において作成され、自己点検・評価実施委員会に提出されてきた。これらの集約結果の学内への周知、還元、問題提起等は、十分とはいえず、今後はこうした活動に力を入れる。

その際、問題提起、提案等が具体化され、実施にいたる為の体制整備、人的配置、予算措置等についても、あわせ検討、実施される必要がある。